

## ソフトウェア使用許諾条件

株式会社シーアイエス(以下、「当社」といいます)は、この「ソフトウェア使用許諾条件」のすべての条項に同意されることを条件として、本契約が付された(電子的表示を含む)当社のソフトウェアプログラム商品(その随時の改善、改良、変更、修正、拡張または更新を含む、以下、「本ソフトウェア」といいます)をご利用になるお客様(以下、「お客様」といいます)に対し、本ソフトウェアならびにこれに付属の導入手順書、チュートリアル、ユーザーズガイドないし利用マニュアル等(以下、総称して「本ソフトウェア等」といいます)があるときは併せてそれらの使用を許諾します。

### 第1条 使用の開始

1.当社は、本ソフトウェアが含まれる商品パッケージを開封すること、本ソフトウェアをロードすることあるいはその際「同意」または「はい」もしくは「同意」を意味する電子的表示をクリックすること、本ソフトウェアを複製すること、またはその他の方法により本ソフトウェアを利用することにより、お客様は本契約に同意のうえ本ソフトウェアの使用を開始したものとみなされます。

### 第2条 使用許諾の範囲

- 1.当社は、本ソフトウェア等について自ら有する著作権に基づき、あるいは正当な権限を持つ者から許諾された権限に基づき、お客様に本ソフトウェア等の日本国内における非独占的使用を許諾します。
- 2.本ソフトウェアが、本ソフトウェアを記録した専用USB媒体等のデバイスないし専用コンピュータ等へのアプライнс(以下、併せて「専用ハードウェア」といいます)と一体化された商品として提供される場合は、一切、本ソフトウェアを専用ハードウェア以外のハードウェア上で、またはそれらに複製して使用してはならないものとします。
- 3.本ソフトウェア等は、当社または他の正当な権限者(以下、「ソフトウェア権利者」といいます)により、他の書面あるいはWeb上の記載等を通じ、本契約に加え他の使用許諾条件、ポリシー等が提示されることがあります。その場合、本契約と当該他の使用許諾条件ないしポリシー等は、一体として本ソフトウェア等の使用許諾条件を構成するものとし、お客様は、本契約に加え、当該使用許諾条件ないしポリシー等を遵守することを要するものとします。
- 4.本ソフトウェア等には、当社が著作権または使用許諾権を有していない第三者のソフトウェア(いかなる者も専有的権利を有さないソフトウェアを含む)が含まれる場合があります。そのようなソフトウェアはお客様の便宜のために提供されるものであって本契約に基づく使用許諾条件の適用はなく、その使用にあたっては、すべて当該ソフトウェアに含まれる使用許諾の条件に従わなければなりません。
- 5.前項の第三者のソフトウェアの使用許諾条件に対するお客様の同意または不同意は、それらを除いた本ソフトウェア等に関する本契約の有効性について何ら影響を及ぼすものではありません。

### 第3条 サポートサービスの特則

本ソフトウェアがサポートサービス付き商品の場合、当該商品のライセンス証書等(許諾されたライセンスの名称・数・期間等)を明示するものであり、名称は問わない。以下同じ)で定められた期間中、その記載に従い以下のサポートサービスの全部または一部が提供されます。ただし、サービスの利用開始には、別途当社所定の方式により申請を行い、「ID/パスワード」を取得することが必要です。

#### (1)アップデートサービス

導入済みの本ソフトウェアに対し、最新のレビジョンアップ版、マイナーバージョンアップ版および一部のメジャーバージョンアップ版(当社が発表時に、本サービス提供の可否を定めます)を提供します。アップデートソフトウェアの提供は、別途当社の指定する媒体の送付または当社所定のWebサイトからのダウンロード方式のいずれかとなります。

#### (2)ヘルプデスクサービス

本ソフトウェアの運用に関する、別途当社の指定するE-mailまたはWebを通じてのお問合せに対し、当社の営業時間中、E-mailで次の内容をお答えします。

#### ① 製品に関する質問に対する回答

### 第4条 使用許諾の条件

1.お客様は、以下の各号を遵守するものとします。

- (1)ライセンス証書等において格別商品固有の条件が定められていない限り、本ソフトウェアは、ライセンスにつき1台のお客様のコンピュータにおいてのみ使用することができます。
- (2)ライセンス証書等あるいは別段の定めにより本ソフトウェアの複製が認められる場合であっても、複製ソフトウェアには、本ソフトウェアに含まれる著作権情報のすべてを含んだ著作権表示がなされることを要します。
- 2.お客様は、本ソフトウェアをお客様の内部において他のコンピュータにインストールすることを目的とする契約を締結した場合に限り、お客様のサーバー等の記憶装置に、本ソフトウェアの複製を1本に限り蓄積することができますものとし、またインストールにあたっては、原則として使用ユーザーかつインストールされたコンピュータの数分のライセンスが必要とす。
- 3.お客様は、商品によって個別に許諾された場合は、第1項(1)の範囲内で、本ソフトウェアを他のソフトウェアと結合し、または他のソフトウェアに組み入れることができます。

### 第5条 禁止事項

お客様は、当社の許可無くして以下の各号をすることは一切できません。

- (1)別段の定めある場合を除き、本ソフトウェア等の複製、複製、翻訳、翻案、改変、他のソフトウェアとの結合または移植等を行うこと、本ソフトウェア等に専用ハードウェアがあるときは、これに改造、加工等すること。
- (2)本ソフトウェア等に含まれる著作権者、その他の権利者の表示を変更し、除去もしくは削除すること。
- (3)本ソフトウェアをリパースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等すること、あるいは当社の正当な権限を侵害したまたはそのおそれのある行為をすること。
- (4)有償無償を問わず、本ソフトウェアの全部、一部またはその複製物を、頒布、譲渡、貸与または転貸、レンタル、リース、再使用許諾、もしくは本ソフトウェアのバンドルを解除しまたは再パッケージすること。
- (5)第三者へ提供するサービスの内容として本ソフトウェアを使用すること。
- (6)本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること。
- (7)本ソフトウェアを輸出または再輸出(データ送信を含む)すること。
- (8)本ソフトウェアを、万一本ソフトウェアに不具合が生じた場合に人身障害、重大な物損または環境破壊等をもたらす可能性のある用途に使用すること。

### 第6条 保証の範囲

- 1.当社は、本ソフトウェア等のお客様への引渡しから90日間、①商品パッケージ媒体、第2条第2項に定める専用ハードウェアに物理的な重大な不具合ないし欠陥がないこと、および②本ソフトウェアが当社の定める仕様と一致していることを保証します。ただし、本ソフトウェアの利用にあたって一切のエラーや中断等がないことについての保証はありません。
- 2.前項の期間内にお客様から申し出があり前項の交換に反する不具合が確認されたときは、当社は、当社の選択により、不具合のない商品パッケージ媒体との交換を行なうか、あるいは本契約を解除しお客様に支払済料金を返還します。
- 3.前2項に定めるものを除き、本ソフトウェア等の商品性または品質の満足性、特定の目的に対する適合性ならびに第三者の権利を侵害していないことおよび法律違反が存在しないことに対する、一切の明示または黙示の保証はありません。また、本ソフトウェアを利用するにあたり通信速度やコンピュータのパフォーマンスの低下、停止、データの損壊、その他本ソフトウェア利用の結果生じた事象について、保証は一切ありません。
- 4.本ソフトウェア等の不具合が、お客様の事故、誤用、または不正使用(本契約に違反する使用を含む)から生じた場合には、保証は一切ありません。
- 5.第2条第4項の第三者のソフトウェア(オープンソースプログラムを含む)については、保証は一切ありません。
- 6.本ソフトウェア等に関する当社の保証ないし補償責任は、本条に定めるものがすべてであり、これらは、日本国内においてのみ提供されます。当社は、日本国外において契約不適合責任を含め一切保証ないし補償責任を負いません。なお前2項の場合、当社は、本ソフトウェア等に関する技術サポート、保守、機能改善等のいかなる技術的役割についても提供義務を一切負いません。

### 第7条 責任の制限

1.当社は、本契約に関し、次の損害についていかなる場合にも(損害発生の可能性につき当社が予見または予見し得た場合を含む)責任を負いません。ただし、当社の故意によるものについては別とします。

- (1)逸失利益、特別な事情による損害、間接的損害、偶発的損害、結果的損害。
- (2)第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害。
- (3)本ソフトウェア以外のデータおよびプログラム等の無体物に対する損害。
- (4)天災、地震、その他の災害、騒乱等の不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- 2.当社は、本ソフトウェア等の使用あるいは関連するサービスの利用またはその不能の結果としてお客様または第三者に生じた損害(得べかりし利益の喪失、データの喪失、業務の停止、その他の間接的な、特別なまたは偶発的なすべての経済的損失を含む)について、一切責任を負いません。
- 3.本契約に関し当社またはソフトウェア権利者が損害賠償責任を負う場合における賠償の総額は、いかなる場合でも、損害発生の原因となった個別の本ソフトウェア等あるいは関連するサービスについてお客様が当社に対し現実支払った料金額を上限とします。

### 第8条 使用許諾期間

- 1.本ソフトウェア等が、使用を許諾される期間(以下、「使用許諾期間」といいます)を明示して提供される場合は、お客様は、当該使用許諾期間中に限り、本ソフトウェア等を使用することができるものとします。
- 2.使用許諾期間の有無を問わず、お客様が以下の各号の事由のいずれかに違反した場合、当社は、何らの催告をすることなく直ちにお客様への本ソフトウェア等の使用許諾を取消することができるものとします。

#### (1)本契約上の各義務に違反したとき、

#### (2)当社に対する債務が存在する状況で、以下の事由が発生したとき、

- a.仮差押、差押、もしくは競売の申請、破産、民事再生もしくは会社更生の申立を受けあるいは自ら申し立てたときまたは清算に入ったとき、
- b.営業の全部譲渡、営業の廃止、あるいは変更または合併によらない解散をし、もしくはその決議をしたとき、
- c.租税公課を滞滞して保全差押を受けたとき、
- d.支払いを停止したときまたは支払い不能に陥ったとき、
- e.手形を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、
- f.監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき、
- (3)反社会的勢力であることまたは反社会的勢力との関係性を有することが判明したとき、
- (4)その他前各号に準するような、使用許諾を継続し難い重大な事由が発生したとき、
- 3.理由のいかなを問わず、本ソフトウェア等の使用許諾が終了したときまたは本契約上の権限行使に基づく当社からの指示があったときは、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、商品固有の条件がある場合または当社の別段の指示があった場合を除き、本ソフトウェアを使用するためのお客様の環境において保存、保管等された本ソフトウェアのデータ等をすべて破棄ないし消去するものとします。また本ソフトウェアおよび関連資料をすべてお客様の負担で当社に返還するかまたは破棄するものとします。

### 第9条 評価目的の使用許諾

本ソフトウェアが、お客様により本ソフトウェアの購入に向けた目安、評価のための試用の目的(以下、「評価目的」といいます)で提供される場合には、本契約の各条項の他、以下の各号に規定する条件が適用されます。

- (1)評価目的使用の対象となるソフトウェアおよびその使用許諾期間、機能制限等については、別途当社からの指定に従うものとします。使用許諾期間について格別の指定がない場合は、本契約に基づく許諾日付から90日を超えることはないものとします。
- (2)本ソフトウェアの評価目的での使用については、原則として無償とします。ただしこの場合であっても、お客様が本契約に違反したときは、当社所定の本ソフトウェアの料金を支払うことを要する他、当社は、お客様に対し損害賠償請求をすることができるものとします。
- (3)評価目的で提供される本ソフトウェアは、何等の保証もない現状有姿のままお客様に提供されます。お客様による当該ソフトウェアのいかなる使用についても、当社は一切責任を負いません。評価目的使用に対する技術サポート、保守、機能改善等は一切ないものとします。

### 第10条 機密保持

- 1.お客様は、本ソフトウェアを構成するプログラムの内容、ソースコード、用いられたその他固有の言語、規約、アルゴリズム、技術、ノウハウ等を機密として保持し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。
- 2.お客様は、本ソフトウェアを使用するために必要となるシリアルナンバー、その他必要となるコード等の情報があるときは、これらを自らの責任で機密として管理し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。

### 第11条 情報の取扱い

- 1.お客様が本ソフトウェアの機能を利用して行ったすべての情報の登録、入力等、またその保存、保管等は、当社または本ソフトウェア権利者ないし関連するサービスの提供者に対するそれらの開示、提供あるいは預託等の効力を生じるもので一切なく、お客様の責任において安全管理措置等を講じることがを要し、その結果についてはお客様の負担とします。
- 2.本ソフトウェアの使用にあたり、お客様は、特定個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」をいう)を含むデータについては、これを当社に提供ないし預託等することはできないものとします。また、当社は、別途、個別の書面による合意が無い限り、本ソフトウェアに関連するサービスにおいて特定個人情報を取扱わないものとします。

### 第12条 輸出規制の遵守

- 1.お客様は、当社の許可なくして本ソフトウェア(技術データを含む)を、直接であるか間接であるかを問わず、輸出(ダウンロードを含む)してはならないものとします。また、いかなる用法によっても、兵器等の開発、製造、使用または貯蔵等に用いられるおそれを生じさせてはならないものとします。
- 2.お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての輸出関連法規(日本国およびアメリカ合衆国政府の政令、省令、命令、指示等を含む)を遵守するものとします。当社の許可の有無にかかわらず、本ソフトウェアの日本国外への持ち出し、輸出、使用に関し当社は一切責任を負わないものとし、万が一当社に何らかの損害が発生した場合は、お客様はこれを補償する責任を負うものとします。

### 第13条 使用状況の調査

当社は、お客様が本ソフトウェアの使用を継続する間、適切な本ソフトウェアの使用状況、本契約の遵守状況を調査または確認等する権限を有するものとします。お客様は、合理的な範囲内で当社が実行する監査に協力すること、また当社が必要により求める資料の提供に応ずることについて、予め同意するものとします。なお、ソフトウェア権利者により提示される使用許諾条件ないしポリシー等において監査等が義務付けられている場合、お客様はこれに従うことを要するものとします。

### 第14条 準拠法

1.本契約は、日本国の法律に準拠するものとします。

2.第2条第4項の第三者のソフトウェアを除き、本ソフトウェア等に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当社に対する許諾者に帰属し、それらは、日本国の著作権法およびその他の関連して適用される法律(外国法を含む)によって保護されていることを、お客様は予め承諾するものとします。

### 第15条 合意管轄

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を、合意上の第一審専属管轄裁判所とするものとします。

### 第16条 その他

本契約の一部が無効または適用不可能となった場合であっても、残る条項については、お客様と当社間で有効に存続するものとします。また、法律の強行規定が本条の定めと異なる場合は、当該範囲内については強行規定に従うものとします。